

栃木県塩谷郡高根沢町議会

1 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

当議会は、平成20年度に議会運営、議員活動の活性化を図り、より良いまちづくりに貢献するため、高根沢町議会活性化検討委員会を設置し協議を進めました。（開催回数12回 平成20年6月～平成21年5月）

活性化に向けた主な協議内容であります。地方自治の基本運営は、首長（町長）と議会の両輪で運営する二元代表制であります。そのため、我々議会の努力でできる、この二元代表制の一方の代表である我々議会の活性化を総合的に図るためには何が必要であるか、我々議会、議会議員に求められる機能は何であるかを協議し絞り込んだ結果、調査機能、情報収集機能、審査機能、政策立案機能、広報広聴機能の5機能の充実を図ることに至りました。

この5機能を十分に協議しながら、その結果生まれたものが、高根沢町議会会議規則の一部改正、高根沢町議会委員会条例の一部改正、高根沢町議会広報広聴規則の制定、高根沢町議会広報委員会規程の一部改正であります。

①高根沢町議会会議規則の一部改正

(1)総括質疑の新設

首長から上程された議案について不明事項があった場合にその確認として首長、町執行部に対し説明を求めるもの、疑義や不明な点、不安をもったまま採決に望むことが各議員にないように、議案提出者（首長）に対する採決前の質疑ができるものへと改正しました。

(2)質問の方法

一般質問の活性化方策として以前より一問一答方式を取り入れていましたが、会議規則に規定されていなかったことから併せて改正しました。

なお、参考事項ですが、本町における一般質問は1議員あたり持ち時間1時間以内で行っています。

(3)町長等の反問

議員の指定する一般質問について、町長、執行部の反問を認めることとし、質問の本質、課題の本質について十分に深く議論を展開することが可能となるようにしました。

なお、この反問については町長、執行部から逆に反問をされるので、我々議員も中途半端な内容では質問できませんので、この反問を設けたことについては、我々議会議員の資質の向上に寄与するものと思慮されます。

②高根沢町議会委員会条例の一部改正

(1) 常任委員会の日常調査

より良いまちづくり、議会の活性化を目指すならば常任委員会が日常調査活動を活発にできる仕組みづくりが必要不可欠であると考え、閉会中においても日常調査活動を行うことができるものとししました。また、調査事項についても場当たりの調査ではなく、毎年度の初めの議会の際に具体的な事項を掲げ、1年間を通じて計画性を持った日常調査活動を展開できるように改正しました。

なお、調査事項の内容であります(1)町民意見の収集、(2)予算及び決算の再精査、(3)予算執行状況とその評価、(4)町基本構想の時点見直し(5)行政評価調書の全件精査(6)各種マスタープランの再精査及び進捗度調査(7)高根沢町まちづくり基本条例、その他の条例の実効調査(8)緊急事件の調査及び対応であります。

(2) 政策形成活動

(1)の日常調査活動が充実すれば、自ずとまちづくりの課題が鮮明になり、政策として立案すべき案件が生じます。地方自治法においても常任委員会の議案提出について規定されておりますが、議員全員の理解がなければ円滑には成立できません。議員立法の活性化を図るためにその手順を明確にしたものであります。

③高根沢町議会広報広聴規則の制定及び高根沢町議会広報委員会規程の一部改正

(1) 高根沢町議会広報広聴規則の新たな制定

真の議会の活性化、常任委員会の活性化、そしてより良いまちづくりを具現化するには、議会のみでの単独活動だけではなく、専門性や見識にすぐれた町民との協働活動が必要であると考慮されます。その協働を進めるには議会と町民との間で課題となっている事案の共有化を図ることが必要であり、その方法としては、広報活動の更なる展開と、多くの町民から広く意見を聴くことの二つが必要不可欠であります。

それまでの広報委員会は広報誌発行のみの役割でありましたが、上記の目的、方法を具体的に実現するために、高根沢町議会広報広聴規則を新たに制定したものであります。

なお、高根沢町広報委員会規程の一部改正については、広聴活動、協働活動を高根沢町議会広報広聴規則中に新たに設けたことから、所要の改正を行ったものであります。

以上が高根沢町議会活性化検討委員会で協議された主な内容であり、平成 21 年 5 月 22 日には「高根沢町議会活性化の方針に関する答申書」を町議会に提出し、現在実践中ではありますが、微力ながら本町のまちづくりに活かされているものと自負しております。

④その他

監視機能としての参考として記述しますが、当議会は平成 10 年度において百条委員会を設置し執行部の事務を調査し、また、昨年 5 月の臨時議会開催の際には執行部からの専決処分の報告を不承認としました。

まちづくり、地方公共団体の運営は先述した二元代表制による首長と議会が両輪となった運営が理想ですが、議会として検証すべき事態が起こった際には躊躇することなくその車輪を止め、議員一丸となって協議・検討する、それが高根沢町議会であります。

2 住民に開かれた議会

当議会は町民の皆さんへの議会活動の周知と意見収集のために従前から町議会専用のホームページを設けたり、年 4 回、議会の広報誌である「議会だより」を発行していますが、「政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会」で述べた高根沢町議会広報広聴規則の新たな制定に伴い、更に広報広聴活動の幅が広がっております。

具体的な活動については、下記のとおりとなっております。

①「議会開催のお知らせ」や「傍聴手続きのご案内」について

ホームページにて、年 4 回の定例会及び臨時議会開催時には日程や一般質問の質問事項を事前に広く周知し、具体的な傍聴手続きについてお知らせしております。本年 6 月議会から、定例会の各常任委員会について全て傍聴できるように日時が重ならないように工夫しております。

②「請願・陳情のしかた」について

ホームページや広報誌により、地方自治法で定める、請願・陳情の手続きについて、請願・陳情書の記載例も載せて具体的にお知らせしております。

③「議会会議録」について

議会会議録は、役場庁舎の窓口、三つの町立図書館に備え付けておりますが、平成 15 年度よりインターネットで閲覧、検索できるシステムを取り入れており、

例えば、議員名、議案名、開催議会の回期数、年度等を入力して検索すれば、知りたい情報をすぐに、簡単に見ることができるようになっています。

④「議会だより（広報誌）」について

議会の広報誌である「議会だより」は定例会の報告にあわせて、年4回、発行していますが、発行後、速やかに多くの町民の方の手に渡るよう新聞折り込みでの配布、町主要施設への設置、また郵送料をいただいておりますが宅配サービスも行っております。また、ホームページにも掲載し、いつでも手軽に閲覧できるようにしております。

⑤「議会中継・録画配信の導入」について

平成23年3月の定例会から本議会の模様をリアルタイムで町民の皆様にご覧いただくために町役場庁舎内に議会中継用のモニターを設置しました。

また、来庁できない方に対してインターネットによる動画配信を広報広聴特別委員会等において検討し、「高根沢町議会の会議中継に関する規程」及び「高根沢町議会の会議中継実施要領」を定め、平成24年9月の定例会からではありますが、特に町民の関心の高い一般質問についてYou Tubeによる録画配信を始めました。なお、インターネット接続環境の無い町民の方向けにはDVDを作成し三つの町立図書館に備え付け、館内閲覧及び貸し出しを可能にしております。

以上述べました議会中継及び録画配信の取組みの発案、内容については、町民の方からの度重なる提言、意見を踏まえ、広報広聴特別委員会等で検討を重ねた結果、実現したことであります。すなわち、町民と議会との協働活動により実現した事業であると思っております。

⑥「議長交際費執行状況」の公表について

ホームページで、議会議長の交際費についての使途状況を毎月公表しています。

監視する立場である議会は、自らの執行について進んで町民の方から監視される側となって自らを律しております。

⑦「高根沢町議員紹介」の掲載について

町民の方が町政運営等について気軽に議員に相談、質問、意見ができるよう、議員の顔写真、氏名、住所、電話番号、生年月日、当選回数、所属委員会名等をお知らせする「高根沢町議員紹介」をホームページに掲載しております。

⑧「議会報告会」について

高根沢町議会広報広聴規則等に基づき、議会の活動状況等についての説明責任を果たすとともに、町民との意見交換を通じて議会の運営改善と政策立案の充実を図ることを目的とした「議会報告会」の実施について広報広聴特別委員会や議会運営委員会等において協議検討が重ねられました。その結果、平成24年10月ではありますが、中学校単位に分けて上半期の議会活動を町民の方へお知らせする「議会報告会」を初めて開催しました。参加者は予定数より少なかったものの、議員と町民の方が接する機会、議会を理解してもらう機会として有効な場であったと思います。

⑨その他

議会のメールアドレスには、数は多くありませんが、町民の方からの意見、質問等が寄せられます。そのひとつひとつに対して回答をしております。

以上が、当議会の広報広聴等、開かれた議会のために実施している取り組み状況であります。

目を引くような取り組みではありませんが、地道に町民一人一人の声を広く聞き、着実に議会運営に反映していく姿勢を大切にしております。議員は町民の方からみれば、とり付きにくい職種の方であると思われませんが、町民との垣根をなくす広報広聴活動をこれからも継続し、より良いまちづくりのために貢献してまいりたいと思います。